

3-1. 「3つの理念」の実現に向けて – 誰もがいつでも主役 –

(1) 平和と人権の尊重された社会の実現

世界では戦争や紛争、テロ等の発生によって、平和な生活を送れない人々が大勢いる一方で、日本では、戦後80年を控え、戦争の記憶が風化しつつあります。

また、コロナ禍を経て、人々の価値観やライフスタイルの多様化がより一層進んだとともに、人流についても回復基調が続き、地方都市からの流入人口や、在住及び来街する外国人数も増加しています。

変化の激しい不確実性の高い時代だからこそ、公共の福祉の根幹であり、豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権の重要性をあらためて認識し守り伝えるとともに、ジェンダー、国籍、年齢、心身の状況、社会的・経済的状況、意見や価値観の違いなど様々な多様性をより一層尊重し、区民一人ひとりが幸せを感じ、自分らしく過ごせるまちを目指します。

(2) ジェンダー平等の推進

① ジェンダー平等につながる取組の推進

すべての人が、自らの意志によって、社会のあらゆる分野に平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するためには、個人の意識や社会に潜在する社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）による無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を見える化し、今も存在する性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の解消を図ることが必要です。

多様な手法でジェンダー平等に関する普及啓発や理解の促進に取り組み、すべての区民の意識向上を促すとともに、あらゆる施策においてジェンダー平等の視点を意識した取組を推進します。

② 女性のエンパワーメント※の推進

SDGsの前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことが宣言されています。しかし、令和6年の日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中118位であり、依然として男女格差が埋まっていない状況です。

女性が尊厳と誇りをもって自らの生活や人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、女性のエンパワーメントを推進します。

※エンパワーメント：その人が本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること。また、個人の生活や環境を自分自身でコントロールする力を持つことできるとともに、あらゆる段階の政治、経済、社会、その他の分野における意思決定の場に参画し、自律的な力を発揮すること

③ 性別等に起因した様々な困難を抱える人々への支援の充実

女性は、女性であるために様々な困難に直面することが多く、男性や多様な性自認・性的指向の人々もジェンダーバイアスによる生きづらさを抱えています。性別等を問わず、すべての人がその人らしく尊重され安心して暮らせるような支援が必要です。

すずらんスマイルプロジェクトやパートナーシップ制度など先駆的自治体である豊島区の強みを生かし、関係機関や民間支援団体、当事者団体等と連携・協働し、困難を抱える女性、男性、多様な性自認・性的指向の人々、DV被害者等への早期からの寄り添った支援を進めるとともに、“その人らしさ”を大切に、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

（３）外国人も地域で輝く「多文化共生」の推進

① 多文化共生の理念を基本とする施策の推進

豊島区の外国人人口は、総人口の約12%、130の国籍に広がり、今後も増加が見込まれています。

文化や習慣の異なる日本での生活に不安を抱く外国人が安心して暮らすことができるよう、生活情報や相談対応の多言語化や「やさしい日本語」の活用を進めるとともに、外国人支援団体等との連携により、外国人の抱える悩みや不安に迅速かつ適切に対応するサポート体制が必要です。

こうした暮らしへの支援を土台に、区民ひろばの異文化交流事業をはじめとする地域の国際交流イベントへの支援をさらに進めます。

様々な国籍や民族、生活習慣などが異なる多様な人々が互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」の理念を、あらゆる施策の基本とします。

② 外国人住民の活躍による地域の活性化の推進

外国人住民も、地域の担い手として、区政や地域に積極的に参画し、活躍できる環境づくりを進めていくことがますます重要になっています。タウンミーティング等、直接外国人の声を聞く機会を増やすことにより、インバウンド向けのシティプロモーションや、防災・福祉・子育て・教育など外国人住民への施策に外国人ならではの視点や発想が生かされる、共創によるまちづくりを進めます。

区政や地域活動において外国人の参画が広がり、そして活躍することにより、幸せを実感し、地域への愛着につながるまちを目指します。

3-2. 「3つの理念」の実現に向けて – みんながつながる –

(1) 参画・協働・共創の重要性

本区では「自治の推進に関する基本条例」の基本理念や基本原則を踏まえ、区と多様な区民及び事業者等が積極的に連携してまちづくりを進めているところです。

コロナ禍を経てこれまで以上に社会課題が複雑・多様化する中、区民ニーズに的確に対応し、持続可能な地域経営を行っていくため、その重要性はますます高まっています。

公と民が連携しやすい仕組みをつくることにより、地域における様々な社会課題の解決につなげるとともに、新たな価値を創出することが求められています。

(2) 参画の推進と情報共有

区民の主体的な意思に基づく参画を推進するためには、行政が区民と同じ目線に立ち、相談しやすく話しやすい、区民に信頼される身近な存在であり続けるとともに、区民及び区の双方向のコミュニケーションにより、区政における参画の機会を確保することが必要です。

① 説明責任と透明性の向上

行政が情報を広く提供することは、区民の知る権利を保障するだけでなく、区政への区民参加や協働のまちづくりへの前提条件です。より分かりやすく使いやすいかたちで区政情報を共有し、ホームページやSNSなどリアルタイムでの発信を強化するとともに、行政情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用を徹底します。

② 区民の声の積極的な反映

区民の声を丁寧に受け止めることを区政運営の基本姿勢とし、コールセンター、広聴部門のみならず各部局への意見・要望を分析して、区政運営の改善に生かすとともに、子どもレターや事業提案制度をはじめとして、区民の声をより積極的に区政運営に反映する仕組みを強化します。

また、パブリックコメント制度や行政評価制度の適切な運用など、政策の立案、実施及び評価の各プロセスにおいて、分かりやすいかたちでの情報提供や意見・要望の反映に努めます。

(3) 多様な主体による協働の推進

協働によるまちづくりを進めるためには、地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、共に活動することが必要です。

子どもから高齢者まであらゆる世代の区民、地域団体、民間企業、他の地方自治体（防災・教育・観光・環境をはじめとする交流都市等）、これまで区と接点のない個人や団体など多様な主体と行政とが、新たなネットワークやプラットフォームを形成して連携分野をこれまで以上に広げ、地域が必要とするニーズをよりきめ細かに汲み取り、地域の総力を結集して対応することで、誰一人取り残さない、みんなでつくるまちを目指します。

※プラットフォーム：多様な主体が連携する基盤となる場や環境

(4) 共創の推進による持続可能な社会の構築

基本構想においては、「多様な主体と協働の輪を広げ、みんなでつくる共創社会や、自律的な好循環が生まれる持続発展するまち」を目指すことを掲げています。

「協働」と「共創」の定義には、様々な考え方がありますが、「共創」は、協働と比較して、多様な主体がより自主的・自律的に活動し、さらには、行政主導ではなく、区民や民間企業等の主導により地域課題の解決や地域の新たな魅力や価値の創出に取り組む、一歩進んだ連携のあり方ととらえることができます。

豊島区では、産官学の連携組織である「チームとしま」や「池袋エリアプラットフォーム」などにより、それぞれの企業が得意分野を生かしながら、先進的な共創のまちづくりを推進しています。

これらの取組をさらに波及させ、既存の組織や枠組みにとらわれることなく、活発なコミュニケーションと自律的な好循環が次々と生まれる持続可能な社会の構築を目指します。

※チームとしま：区制施行90周年企業実行委員会を継承・発展させた産官学の連携組織

※池袋エリアプラットフォーム：地域主体・民間主導で池袋のまちを育て、価値を共創していくための協働・連絡体制

3-3. 「3つの理念」の実現に向けて – 出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち –

地域の特性や資源を生かしたまちづくりの推進

先人達が創造してきた地域に息づく文化や歴史を確かに継承し、今後も多様な人々や文化を寛容に受け容れながら、時代の変化にしなやかに対応し、発展を続けます。

あらゆる施策において地域の特性や資源を意識するとともに、人口動態や区民ニーズを始めとして政策形成の背景となる様々な情報をきめ細かに分析し、区の有するポテンシャルを最大限に発揮する区民目線でのまちづくりに挑戦し続けることで、強みはさらなる強さへ、弱みは新たな可能性へと変革します。

様々な人・情報・文化などが交差することにより新たな「出会い」が生まれ、一人ひとりが自分らしく主役となれる幸福感により、「笑顔」がまち全体にあふれ、区民が誇れ、住み続けたいと思える、そして、区民以外の方からは「住みたい・訪れたい」と思われる「憧れのまち」を目指します。

(参考) 特性の例示

- ・ 地理的要因（東京北西部や埼玉方面へと向かう玄関口 等）
- ・ 都市機能（交通結節点池袋、個性ある商店街、企業の集積、多くの大学 等）
- ・ 人口動態（日本一の高密都市、高い人口流動性・単身世帯・外国人割合の高さ 等）
- ・ 地域固有の文化資源（トキワ荘、ソメイヨシノ、各地域での祭事 等）
- ・ その他、社会的要因、都市部固有の要因等

背景・特性の例	・人口密度日本一 ・コミュニティの希薄化 ・外国人住民の増加 ・首都直下地震 ・繁華街の治安	・低水準の出生率 ・共働き世帯の増加 ・ヤングケアラー ・不登校、特別支援 ・居場所の不足	・高い単身世帯割合 ・孤立、孤独 ・8050問題 ・介護・重症化予防 ・健康危機管理	・池袋モラル入、トキワ荘など多様な地域文化の継承と発展 ・学びの多様化 ・スポーツの機会充実	・人・モノ・企業の集積 ・多種多様な商店街 ・マンガアニメ・コスプレ ・インバウンド ・消費者トラブルの増加	・気候変動 ・緑が少ない ・生活環境の保全 ・ごみ処理適正化 ・SDGs未来都市	・ターミナル駅池袋 ・都市再生 ・バリアフリーの向上 ・まちの回遊性向上 ・公園面積が少ない
	1 地域と共に 支えあう安全・ 安心なまち	2 子育てしやすく、 子ども・若者が 自分らしく成長 できるまち	3 生涯にわたり健 康で、地域で 共に暮らせる 福祉のまち	4 豊かな心と活 発な交流を育 む多彩な文化 のまち	5 活気とにぎわ いを生みだす 産業と観光の まち	6 共につくる地球 にも人にもやさ しいまち	7 誰もが居心地 の良い歩きたく なるまち

第 1 章

計画の姿

第 2 編 各論

1. 施策の体系

1

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

- ①-1 区民の生命を守る総合危機管理力の向上
- ①-2 区民防災力の向上
- ①-3 災害時避難者・災害時要援護者対策
- ①-4 災害に強い都市の実現
- ② 地域における区民参画・協働の推進
- ③ 地域における活動・交流拠点の充実
- ④ 良質で長く住み続けられる住環境の整備
- ⑤ 治安対策の推進による地域防犯力の向上

防災・減災
健康危機管理

地域コミュニティ
住環境
治安

2

子育てしやすく、子ども・若者が
自分らしく成長できるまち

- ①-1 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- ①-2 未就学児の子育て世帯への支援
- ①-3 保育の質の向上・保育サービスの充実
- ①-4 課題を有する子育て世帯への支援

子育て支援

- ②-1 就学前の子どもに対する教育
- ②-2 未来を切り拓くための力を育成する教育
- ②-3 一人ひとりに寄り添った教育
- ②-4 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所づくり
- ②-5 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備
- ②-6 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進

教育

- ③-1 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出
- ③-2 多様な子ども・若者への支援

子ども・若者支援
社会的養護

3

生涯にわたり健康で、
地域で共に暮らせる福祉のまち

- ①-1 どんな悩みごとでも受け止める相談体制の強化
- ①-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の強化
- ①-3 社会とのつながりや参加を支える仕組みづくり
- ①-4 年齢や障害にかかわらずいきいきと生活し続けるための活動への支援
- ①-5 暮らしやすく、社会につながる環境の整備
- ①-6 ともに支え合い、思いやりあふれる地域づくりの推進
- ①-7 福祉人材の確保・支援と福祉サービスの質の向上

高齢者・障害者等の自立支援
地域福祉
権利擁護

- ②-1 健康に関する気づきの推進
- ②-2 こころと体の健康づくりの推進
- ②-3 健康危機管理の強化
- ②-4 地域医療体制の充実

健康・地域医療
保健衛生・健康危機管理

4

豊かな心と活発な交流を育む
多彩な文化のまち

- | |
|----------------------|
| ① 地域文化・伝統文化の継承と発展 |
| ② 文化芸術への参加・創造の機会の創出 |
| ③ 学習活動の支援を通じた生涯学習の推進 |
| ④ 多様な役割を持つ新たな図書館の実現 |
| ⑤ 生涯を通じたスポーツ活動の推進 |

文化芸術
生涯学習
スポーツ

5

活気とにぎわいを生みだす
産業と観光のまち

- | |
|----------------------------|
| ① 中小企業の経営力強化と起業・スタートアップの促進 |
| ② 持続可能な商店街に向けた活性化支援 |
| ③ 観光資源の活用による地域経済の活性化 |
| ④ 観光情報の発信強化と受入環境の整備 |
| ⑤ 消費者教育の推進と消費生活相談の充実 |

産業振興
観光振興
消費生活

6

共につくる地球にも人にも
やさしいまち

- | |
|---------------------------------------|
| ① 脱炭素社会の実現 |
| ② みどりのネットワークの形成 |
| ③ 省資源・循環型社会の形成 |
| ④ 良好な生活環境の保全 |
| ⑤ 人にも地球にも優しく、 いい行動の促進する人の輪を広げる |

気候変動・脱炭素
循環型社会
生活環境

7

誰もが居心地の
良い歩きたくなるまち

- | |
|-------------------------|
| ① 地域の特性を生かした都市づくり |
| ② 池袋駅周辺地域の再生 |
| ③ 交通安全対策の推進 |
| ④ 魅力ある公園づくり への挑戦 |

都市再生
景観
道路・交通
公園

2. 計画事業の位置づけ

(1) 計画事業について

基本計画では、基本構想で掲げる7つの「まちづくりの方向性」に50の「施策」を位置付け、体系化しています。

そして、施策ごとに目標を定め、目標に向かって効果的な取組が進んでいるか確認するための指標を設定し、進行管理をします。

地域経営の方針における分野横断的な戦略や施策ごとの目標を達成するための具体的な事業については、実施計画に位置付け、基本計画と関連付けすることにより、基本計画と一体的に進行管理を行います。しかし、区が実施する事業は多く、すべての事業の事業量を示しながら管理することは困難です。そこで、特に進行状況を管理する事業を「計画事業」として選定します。

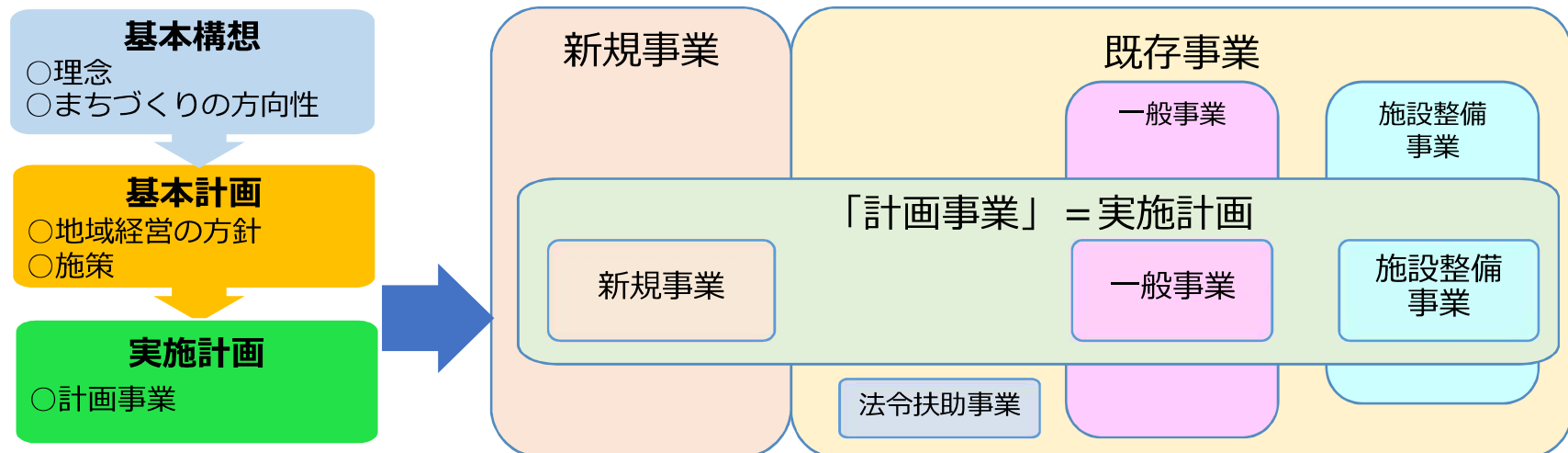
(2) 計画事業選定の考え方

計画事業の選定は、以下の考え方に基づいて行います。

(ア)「施策」の実現に関連性の深い事業(具体的には①指標への貢献度が高い事業、②施策を構成する代表的な事業)を計画事業として選定します。

(イ)既存事業を、投資的な性格を持つ「施設整備事業」、法令扶助事業、「一般事業」に分け、法令扶助事業については、法令等により義務づけられるものであるため、選定対象から除外します。

(ウ)施策の目的を達成するため、計画期間中に新たな展開が必要となった場合は、「新規事業」として、計画事業に位置付けます。



第2章

7つのまちづくりの方向性

方向性1 「地域と共に支えあう安全・安心なまち」

概要

日本一の高密都市であり、有数の繁華街を有する本区は、多様な人々が住み、訪れ、行き交います。また、異常気象や新たな感染症、首都直下地震など様々な危機的事象の発生リスクがこれまで以上に高まっています。

区民が安心して生活し、生命の危険に脅かされない強靱で安全・安心なまちの実現に向け、まち一体となって、ハード・ソフトの両面から実効性の高い対策を講じます。

また、地域区民ひろばなどの拠点を中心として、国籍を問わず多様な世代の地域活動への参画を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

さらに、住み慣れた地域で安心して住み続けられる住環境の整備を推進します。

1

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

①-1 区民の生命を守る総合危機管理能力の向上	防災・減災 健康危機管理
①-2 区民防災力の向上	
①-3 災害時避難者・災害時要援護者対策	
①-4 災害に強い都市の実現	
② 地域における区民参画・協働の推進	地域コミュニティ 住環境 治安
③ 地域における活動・交流拠点の充実	
④ 良質で長く住み続けられる住環境の整備	
⑤ 治安対策の推進による地域防犯力の向上	



施策(1-①-1) 区民の生命を守る総合危機管理力の向上

目指す姿

○異常気象や感染症、いつ起きてもおかしくない首都直下地震など様々な危機事象に対する準備に万全を期し、身体生命に危険が及ばない強靱なまちを多様な主体とともに創りあげている。

取組方針

頻発化する様々な危機事象への対応

気候変動による記録的な猛暑やゲリラ豪雨などの都市型水災害の発生、世界規模での感染症の大流行、いつ起こるかわからない首都直下地震など、過去に経験したことの無い規模の災害が数多く起こるリスクが増加しているだけでなく、これらの災害が複合的に発生する可能性も高まっています。

区民の生命と暮らしを守るためには、各施策における従来の想定を見直し、被害を最小限に抑える「減災」や、都市機能の早期回復の視点を重視しながら、多角的にリスクへの備えを強化し続ける必要があります。

また、高齢者・障害者や乳幼児など配慮を要する人への視点や多様性を尊重したうえで、必要な支援を検討することも重要です。

さらに、区が推進する公助の取組のほか、区民一人ひとりが自ら災害に備える必要性があることから、自助・共助の視点を踏まえ、多様な主体と連携して、区民の生命を守る強固な連携体制を構築することが必要です。

あらゆる危機に対する基本姿勢

- 人が主役のまちの基盤となる強靱なまちを創るため、不燃化・雨水対策等のハード施策と各種訓練等のソフト施策を組み合わせ、実効性の高い取組を総合的に展開します。
- あらゆる危機事象への対応において、地域コミュニティの核となる町会、民生委員、商店街、医療機関、社会福祉協議会、民間企業、区内教育機関、消防団、区、災害ボランティア等の様々な主体が総力を挙げ、重層的かつ実効性の高い連携を行うための体制を構築するとともに、東京都とも連携し、災害時要援護者等を始めとして区民の生命を最優先で守ります。
- 震災や水害等危機の種類に応じた実践的な訓練を実施することで、区職員が機動的な対応を可能とする庁内体制の強化を図ります。
- 危機発生時には関係機関と連携し、迅速な情報収集・分析を行うとともに、一斉情報配信システム、SNSなど様々な手法で、正確な情報をリアルタイムで発信し、区民等の適切な行動を促します。
- 防災協定都市との協定内容の見直しを図り、具体的な支援内容を盛り込んだ実効力のある協定とします。

あらゆる危機から区民の生命を守る

- 熱中症への対応については、予防のための注意を積極的に呼びかけるほか、民間企業等とも連携して、暑さから避難するための涼みどころの拡大に取り組みます。
- 風水害への対応については、雨水流出抑制のための透水性舗装等のハード面の整備とともに、適切な避難指示発出や避難支援により人的被害を抑制します。
- 感染症への対応については、新型コロナの経験を教訓とし、関係機関と連携強化を図り、感染予防対策と医療提供体制の推進、正しい情報発信と知識の普及啓発を推進します。
- 地震への対応については、木密地域の不燃化、建築物の耐震化・無電柱化等のハード整備とともに、各種訓練や自助・共助による地域防災力を高める取組を推進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(1-①-2) 区民防災力の向上

目指す姿

- 区民の多様性に応える救援センター(避難所)の開設や運営を区民が中心になって実施できている。
- 区民の防災意識が向上し、多くの区民が防災備蓄等を行っている。

取組方針

災害への備えの必要性

能登半島地震の発生に伴い、災害対策に関する意識が高まっていますが、時間の経過とともに風化されることが懸念されます。

防災対策は、感染症蔓延防止の観点からも、自らの身の安全は自らが守ること(自助)が基本であり、区民一人ひとりが災害に関する正しい知識を持ち、自主的に備えを心がけることが重要です。継続した呼びかけを行い、自助の意識を醸成する必要があります。

一人ひとりの防災意識の向上

- 避難行動を示したリーフレットや動画等により、在宅避難時に必要な行動や備蓄品の準備を幅広い世代に伝えとともに、**防災フェスをはじめ、子どもから大人まで楽しく災害について学べる場を提供することで、災害への備えを啓発します。**
- 救援センター開設訓練への参加の有無を問わず、平時から救援センターの運営方法や防災設備等の取扱い要領等について確認できるよう防災に関する動画コンテンツの充実を図ります。
- 小・中学校における防災教育やAED活用訓練を実施するほか、合同防災訓練等への積極的な参加を促し、子どもの頃からの防災意識の向上を図ります。
- 感震ブレーカーの普及、家具転倒防止、エレベータ停止への対応など住環境によって変わるリスクについても普及啓発を進め、災害発生時の被害軽減に努めます。

地域防災体制見直しの必要性

令和4年に改定された東京都の地域防災計画を踏まえ、区においても地域特性に応じた防災対策の強化が求められています。

また、救援センターにおけるニーズの多様化や、訓練参加者の高齢化が進んでいます。

共助による初動活動を円滑に進めるには、事業者や専門家など様々な方の参加が必要です。また、多くの世帯が居住するマンションの防災対策が必要不可欠となっています。

共助による地域防災力の向上

- 各地域の町会を中心とした救援センター開設訓練等を、感染症対策を含め実践的に実施するほか、防災士取得助成等により、**災害時に活躍する地域防災リーダーの育成とともに、学生等の若い世代や子育て世代等幅広い世代へ訓練の参加を促し、地域防災力の向上を図ります。**
- 地域医療機関、災害ボランティア受入機関等との日頃からの連携を深め、非常時における医療救護体制や、救援センター運営支援のための体制を確保します。
- マンションについては、マンション管理セミナーや、マンション単位での防災訓練などの機会を通じて、エレベーターキャビネットや、家具の転倒防止の必要性、救援センター開設訓練を周知し、住民同士が互いに助け合えるような体制の構築を促進します。
- 外国人の防災意識の向上のため、災害時における共助に関する普及・啓発に取り組みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(1-①-3) 災害時避難者・災害時要援護者対策

目指す姿

○**震災**発生時や水害等の発生が予見されるときなどに、すべての区民が適切な避難行動により安全な場所に避難し、避難先において安心して避難生活をおくることができる。

取組方針

多様性と専門性を備えた避難施設の運営

高齢者、障害者や乳幼児など、災害が発生した場合の対応に困難を伴うことが想定される方々は、生命の危険に脅かされるリスクがとりわけ高い現状があります。

あらゆる区民の生命を守るためには、多様性を尊重したうえで、必要な支援を検討するとともに、平時から関係機関と連携した仕組みを構築することが必要です。

あらゆる区民の安全な避難生活を確保する

- 災害時に、救援センター等で安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者、女性、乳幼児をはじめ、外国人等も含めた多様な視点を取り入れ、救援センター等の環境改善、備蓄物資の拡充、多言語対応を含めたコミュニケーション手段・情報発信の強化を図ります。
- 負傷した方や避難生活により精神的ストレス等で体調を崩した区民に対し医療救護所などで迅速かつ適切な医療を提供するために、**区内医療機関**、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会など関係機関との連携を強化していきます。
- 福祉救援センターを円滑に開設するため、指定されている障害・介護施設と開設訓練等を通じて連携を強化し、障害や疾病、介護が必要等の理由で、救援センターでの避難生活が困難な区民が、安心して避難生活を送れる環境を速やかに提供します。

避難行動要支援者への支援体制構築

災害発生時は、避難の遅れが大きな被害につながることから、避難に時間を要する区民が発災時に円滑に避難行動をとれるよう、個別支援計画の作成を進める必要があり、令和5年度には、個別避難計画作成モデル事業を高田地域において実施しました。個別避難計画の作成にあたっては、町会、関係事業者等との協力・調整のもと、避難支援者や計画作成に関わる担い手の確保が必要となります。

避難支援者の確保と個別避難計画作成にかかる事業者等との連携強化

- 福祉・介護サービス事業者や**町会**などの地域防災組織、民生委員等の多様な主体と連携して、計画作成を支援する担い手を育成するとともに、**災害時要援護者の情報を地域と共有し、発災時に声掛けや避難支援がスムーズに行えるよう、区民の防災リテラシーの向上を図り、地域における共助の輪を広げていきます。**
- 豊島区介護事業者災害対策連絡協議会と連携して、計画作成支援のスキームを構築し、個別避難計画の作成を希望する区民一人ひとりの特性に応じた避難計画の作成を着実に進めます。また、個別避難計画の作成を希望しなかった避難行動要支援者に対して、個別避難計画の意義の周知や、計画作成に向けた働きかけを継続して行い、個別避難計画作成者数の増加に取り組みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(1-①-4) 災害に強い都市の実現

目指す姿

○建物の不燃化・耐震化が図られ、道路、公園などの整備が進み、誰もが住み続けられる安全・安心なまちづくりが進んでいる。

取組方針

災害時の被害拡大防止

本区は、狭い道路が依然として多く、公園などの空地が不足している地域もあり、加えて、木造住宅密集地域は、区内の約4割を占めており、災害に対する脆弱性を抱えています。

また、幹線道路沿いの建物や、電柱の倒壊は災害時の避難や消防活動に大きな影響を与えます。さらに、集中豪雨による道路冠水など、災害時の都市型被害が発生しています。

いつ発生するか分からない災害に備え、狭あい道路の解消、建物の不燃化・耐震化、道路の無電柱化、橋梁の健全な管理、都市型水害対策など、ハード面における被害拡大防止策を行う必要があります。

地震に強い地域の基盤づくり

- いざという時に区民が安全に避難できるように、区内の狭あい道路の拡幅整備を着実に推進するとともに、区道の無電柱化を計画的に進めます。また、木造住宅密集地域の防災生活道路の整備促進や救援センターへの避難経路などの強化を図ります。
- 老朽化した建物の除却や建替え、耐震化を促進するとともに、木造住宅密集地域では、地域住民で構成されるまちづくり協議会や関係権利者の協力を得ながら道路や公園づくりを進め、延焼による焼失率がほぼ0%となる不燃領域率70%以上を目指します。
- 特定整備路線沿道の建替え促進や共同建替えの推進など、東京都の都市計画道路整備事業と連携したまちづくりを進め、延焼遮断帯の形成を図ります。
- 建物の倒壊による道路閉鎖等を防止するため、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する耐震化の働きかけを強化し、沿道建物の耐震化100%を目指します。
- 地震等に強い道路、橋梁、建物を整備することにより、災害時にも迅速な復旧・復興が可能なまちづくりを進めます。

都市型水害の未然防止

- 大雨や台風による被害を抑えるために、東京都と連携し、透水性舗装の整備や雨水枳の適切な維持管理を実施します。
- 災害に対する適切な水防対応を行うため、神田川の水位警報装置を適切に管理するとともに、道路冠水に備えたシステムを構築します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(1-②) 地域における区民参画・協働の推進

目指す姿

- 国籍を問わず多様な世代が地域活動の担い手として参画し、コミュニティが活性化し、地域における人々とのつながりや信頼関係が深まり、安全・安心、幸福度が高まっている。
- 公民の協働や地域団体の相互連携が進み、地域課題の解決に向けて共に協力し合っている。

取組方針

地域コミュニティの結束力の低下

我が国は人口減少社会に突入し、本区においても、少子高齢化や孤立化、子育て支援、外国人住民との共生、新規マンション住民と地域住民との交流の希薄化など新たな地域課題が生じています。さらには、自然災害リスクの高まりに伴い、その対策も喫緊の課題となっています。

これらの課題に対して、地域に根ざし、きめ細かく効果的な解決を図るには、行政だけでなく、町会、自治会をはじめとする地域コミュニティとの協働が不可欠です。しかし、区民の価値観の多様化や地域コミュニティの担い手不足といった長年の課題が顕在化し、地域コミュニティの結束力が低下しています。

今こそ、地域課題の解決のためには、これまでつながりの薄かった若年層や現役世代、外国人住民などが地域コミュニティに参画する機会を促進し、町会やNPOなどの地域団体との協働をさらに推進する必要があります。

地域コミュニティ(町会、地域区民ひろば、NPO等)の活性化

- 区が区民と共に地域課題を解決するためには、町会・自治会などの社会組織を強化し、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。このため、若年層や現役世代の参画を促進し、デジタル化、SNS活用、イベント開催、情報発信の強化など、ニーズに合わせた取組みを実施していきます。
また、災害発生時には、地域コミュニティの力が発揮できるよう、普段からの町会などのつながりを大切にし、顔の見える付き合い、お互いが声掛けしやすい環境づくりに取り組みます。
- 町会、地域区民ひろば、NPOをはじめとした、さまざまな地域団体のネットワーク構築を推進し、さらに企業や大学など地域貢献に意欲のある人々や団体とのマッチング・連携を支援します。これにより地域活動をさらに活性化させ、協働による地域課題の解決に積極的に取り組みます。

多様な主体の地域活動への参加促進

- 社会貢献に関心のある若者や女性、外国人住民など、多様な人々のつながりを促進し、組織や集団に属さない個人も含め、より多くの区民が自らの立場で地域活動に参加できる機会を提供します。
- 地域活動に関心がある区民や団体に対して、活動の始め方や効果的な進め方など、ニーズに合わせた講座やイベントを開催し、地域活動への参加を促進します。
また、地域活動に対する事業費の補助を通じて、地域活動の発展と継続を支援します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(1-③) 地域における活動・交流拠点の充実

目指す姿

○地域区民ひろばや地域活動交流センターなど地域活動の拠点において、様々な区民のニーズを捉えた事業が展開され、区内で活躍する多様な地域人材や地域団体の連携及び交流が活発に行われている。

取組方針

地域区民ひろばの再構築

地域コミュニティの拠点として、区内26か所で地域区民ひろばを運営しています。
幅広い世代の利用促進に向け、**これまで利用が少なかった中学生から現役世代を取り込むための施策を展開する必要があります。**
また、地域住民主体のNPO法人による自主運営を含め、**地域コミュニティの拠点であるという観点から地域区民ひろばを再構築する必要があります。**

団体ニーズを捉えた施設運営

コロナ禍を経て、地域団体は積極的に活動を展開しています。また、一方で、区民集会室については利用率が伸び悩んでいます。
地域活動の一層の発展に向けて、団体のニーズを捉えた施設運営が必要です。
より多くの区民・団体の利用を促進するため、地域活動交流センターや区民集会室の機能・利用環境を充実させる必要があります。

新たな地域区民ひろばの実現

- 企業やNPO、社会福祉法人、大学など**多様な主体と連携し**、地域特性に応じた特色ある地域区民ひろばをつくります。
- デジタル化を進め、**地域特性**や満足度をデータ化・分析することで、**ニーズを捉えた**事業を展開し、地域区民ひろばの新たな利用者層を拡大させ、多様な世代・属性を持つ区民や**グループ**の交流をさらに促進します。
- **健康的な暮らしと福祉の促進**をサポートするほか、**中学生から現役世代の利用を促進するため、カフェ、スポーツ、アート、音楽などの多彩なメニューを展開し、あらゆる人の居場所としての「新・地域区民ひろば」を実現します。**
- 地域区民ひろばの改築・改修を契機に、**機能的なレイアウトへの見直し**やバリアフリー化のさらなる**推進**、オンライン機能の充実を図り、**赤ちゃんから高齢者、障害者、外国人など多様な方が気軽に安心して利用できる施設**として整備します。

多様な区民や団体の活動・交流の促進

- 地域活動交流センターにおいて、対面の交流会に加え、SNSを活用した時間や場所にとらわれないコミュニケーションの場を設け、団体交流の促進を図ります。
また、地域区民ひろばと連携し、区民活動支援の一層の充実を図ります。
- 区民集会室においても、対面での活動とともに、SNSを活用したりリモートによる活動も可能とするなど、新たな活動方法にも適応する環境を整備し、区民及び団体の活動の一層の支援に取り組みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(1-④) 良質で長く住み続けられる住環境の整備

目指す姿

○子育て世帯の定住化が進み、多様な世代、世帯に応じた質の高い住宅がバランスよく確保され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。

取組方針

居住の安定確保

子育て世帯が増加する一方で、定住率は伸び悩んでいます。また、高齢者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保が課題になっています。

多様な世代・世帯が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ、ライフスタイルの変化等に対応した住まいへの支援や、住宅確保要配慮者が住宅を借りやすい環境づくりが求められています。

住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいの確保

- 子育て世帯の良質な住まい確保への支援や、支え合いながら子育てできる子育て世帯と親世帯との同居、近居への支援など、子育て世帯の定住支援に取り組みます。
- 民間賃貸住宅のオーナーに対して、高齢者や障害者、外国人などの住宅確保要配慮者の入居を断らないセーフティネット住宅などへの登録の支援を行い、住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいの確保を促進するとともに、社会福祉協議会、居住支援協議会、地域の団体等との協働により、福祉施策と連携した入居から入居後の生活支援まで、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の強化に取り組みます。
- 民間住宅を活用した、居住の安定のための新たな支援制度の検討を行います。

住宅ストックの適正な維持管理

区内の住宅総数は世帯数を大きく上回っていますが、様々な世帯構成に対応した住戸が少ないことや分譲マンションの適正管理、今後増加が予想される空き家への対応等が課題となっています。

多様な世代、世帯がニーズに応じた住戸を確保するためには、地域において多様で良質な住宅ストックが形成されていることが必要です。

良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

- 子育て世帯に適した居住面積がある住戸の供給誘導を行うなど、民間活力を活用した多様な世帯構成・世帯規模に対応する住戸の整備を促進します。
- 分譲マンション管理組合へ、適切な管理状況の届出を勧奨することや積極的な情報発信、支援を行うことにより組合員の当事者意識を高め、マンションの長寿命化に向けた適正な維持管理を推進し、管理水準の向上を図ります。
- 空き家所有者への啓発や情報提供、管理不全な建物に対する指導や助言等により空き家の適正な維持管理を推進するとともに、関係団体や空き家活用事業者と連携し、住宅確保要配慮者や女性、若者向けのシェアハウスや居場所等の整備を促進します。
- 区営住宅等の供給については、建替えや都営住宅の移管を基本として推進し、建替えにあたっては戸数の増を図っていきます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料 9 - 2 のとおり



施策（1-④） 良質で長く住み続けられる住環境の整備

魅力ある住環境の形成

多様な世代が「住みたい、住み続けたい」と思え、安全・安心に暮らすことができる、地域の特性を大切にした住環境の創出が課題となっています。

防災性能や防犯機能が高く、人や環境にやさしい住まいづくりを推進することに加え、地域コミュニティの活発な活動を促進し、区民が愛着と誇りを持てる住宅・住環境を創出していく必要があります。

愛着と誇りがもてる住環境の創出

- 防災や防犯に関する住宅設備の充実と対策の強化、地域コミュニティの形成による防災力・防犯力の向上を推進するとともに、緑化や省エネ対策など環境へ配慮した健康的に暮らせる住宅・住環境の整備を推進し、安全・安心な住宅・住環境の整備を促進します。
- 地域における居住機能を支える居場所（サードプレイス）の創出を支援し、NPOや地域団体等が子ども食堂やコミュニティカフェ、コワーキングスペースなどへ活用することにより活発な地域コミュニティの形成を図り、快適な住環境の整備を促進します。



施策(1-⑤) 治安対策の推進による地域防犯力の向上

目指す姿

○区民や町会等の各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携が強化され、公民が一体となって防犯活動に取り組み、犯罪のない誰もが安心して暮らせるまちを実現している。

取組方針

関係機関との更なる連携

区内の刑法犯認知件数は、平成15年から減少傾向にありますが、被害が大幅に拡大している特殊詐欺対策は喫緊の課題で、関係機関との連携が不可欠です。

誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、各課題に対して全庁横断的に対応する組織体制の構築と関係機関と相互連携を強化し、公民一体となった取組を継続する必要があります。

地域防犯力の強化

地域防犯パトロール等参加者の高齢化、区の補助金を活用して町会等が設置した防犯カメラの経年劣化に伴う今後の更新設置助成、特殊詐欺では被害者の約8割を65歳以上の高齢者が占めている現状があります。

若者をはじめとした幅広い年齢層や地元企業などと防犯活動への参加を促し、地域全体で防犯活動を行い、さらに防犯カメラ等の助成支援を継続して行う必要があります。

公民一体となった治安対策の推進

- SNSを活用した防犯情報の発信のほか、防犯講話・各種イベントを通じ、区民へ防犯情報を届けます。危険ドラッグ、虐待、痴漢、性被害等から子ども、若者、女性を守る、高齢者を犯罪被害にあわせないなど、警察と連携して犯罪被害防止対策を周知し、地域の自助共助の気運を高め、関係機関を含めた区全体の強固な協働・連携を図ります。
- 区内全域を巡回する青色防犯灯付きパトロール車の365日運行による警戒や、区・警察・地域団体等、公民が一体となって実施する繁華街等における客引き対策・路上喫煙対策・違法看板対策等の環境浄化・防犯パトロールを推進し、より一層の防犯活動強化を図ると同時にまちのイメージ向上の取組みを進め、誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現します。
- 全庁横断的な対応ができる対策本部を設置して、警察をはじめとした関係機関との連携を強化するとともに、地域の様々な主体が持つ多様な視点を生かし、公民一体となった安全安心に寄与する治安対策を推進します。

地域防犯の継続支援による防犯力の強化

- 地域防犯パトロールでは、若者からシニアまで幅広い年齢層や地域の企業などと防犯活動参加を促し、地域の主体的な取組による防犯環境の支援を行うとともに、パトロール資器材の無償貸与を継続して行います。
- 犯罪の予防や事件捜査などで活用されている街頭防犯カメラの設置・更新及び維持管理経費等に対する助成を行い、防犯環境の整備及び防犯指導など、区・警察によるバックアップ体制を強化するとともに、地域防犯力の向上を図ります。
- 特殊詐欺は、若者が安易に加害者として関わるおそれがあるため、犯罪に加担しないことを含めた広報啓発をするとともに、高齢者等に対して区で無償貸与している自動通話録音機の設置を促進するなど、警察と協力して特殊詐欺の根絶を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり

方向性2 「子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち」

概要

消滅可能性都市を脱却した本区が、持続発展するまちを実現するためには、きめ細かな質の高い子育て環境と子ども・若者目線のまちづくりが必要です。

また、家庭や子ども・若者が抱える悩みや困難は多様であり、一つ一つに寄り添った対応・支援が求められています。

切れ目ないぬくもりのある支援により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでいきます。

また、子どもたち一人ひとりが、個性や特長を生かして、笑顔で元気に、たくましく未来を切り拓いていけるよう、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、すべての子どもの学びと成長を支えていきます。

さらに、子ども・若者が安心して過ごせる居場所を創出するとともに、夢や希望を持って成長できる支援を推進します。

2

子育てしやすく、子ども・若者が
自分らしく成長できるまち

①-1 妊娠期からの切れ目のない支援	子育て支援
①-2 未就学児の子育て世帯への支援	
①-3 保育の質の向上・保育サービスの充実	
①-4 課題を有する子育て世帯への支援	
②-1 就学前の子どもに対する教育	教育
②-2 未来を切り拓くための力を育成する教育	
②-3 一人ひとりに寄り添った教育	
②-4 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所づくり	
②-5 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備	
②-6 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進	
③-1 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出	子ども・若者支援 社会的養護
③-2 多様な子ども・若者への支援	



施策(2-①-1) 妊娠期からの切れ目のない支援

目指す姿

○妊娠期から乳幼児期の子育て世帯が、必要な時に気軽に相談でき、つながり・見守られ続けることで誰もが安心して子どもを産み育てられる。

取組方針

妊娠中からの孤独・孤立化への対応

核家族世帯が多く、祖父母世代の就労継続化等により育児サポートが得られにくい中、育児の孤独・孤立化が問題となっています。周囲のサポートが得られない「孤育て」の状態、不安を抱えながら子育てをする状況が生じています。

また、父親の育児休業の取得率が向上する中、父親の産後うつなど、父親のメンタル不調のリスクも高まっています。

加えて、今後も、外国籍世帯の増加が見込まれることから、多言語による情報発信や相談対応が求められています。

妊娠期からの切れ目のない支援とともに、地域や民間団体と協力し、子育て世帯の支援ニーズを汲み取りながら、適切なサポートや情報を受け取ることができる環境づくりが重要となっています。

こども家庭センターによる支援の充実

- 母子保健と児童福祉とが一体的に支援する機能を有するこども家庭センターが、それぞれの専門性を生かして、必要な支援を早期発見し、総合的な支援を実施することで地域の中で安心して子育てできる環境を作ります。
- 全ての妊婦を対象とした面接や乳児がいる家庭への訪問、産後ケア、見守り訪問等により、子育てにおけるリスクを早期に把握します。
- 健康面、精神面のフォローや、生活環境などについて継続的に支援が必要な家庭に伴走型支援を行うとともに、関係機関や関係団体と見守り続けることにより、孤独・孤立化を防ぎます。
- 外国籍世帯が適切な支援を受けられるように、NPOや支援団体等と連携した多言語による情報発信や相談対応を強化します。
- 妊娠・出産を控えた母親・父親同士が集うイベントや講演会の開催など、**参加者同士が意見や情報を共有できる機会**を創出します。
- 父親も支援を受けやすくなるよう、男性視点による情報の発信や子育て情報を収集・交換できる場を提供します。
- 子育て世帯への情報提供や手続きは、デジタル化により利便性を高めるとともに、SNS等を活用しターゲットを絞った積極的な情報発信など広報活動を進めます。
- 東部子ども家庭センターの再整備の検討を進め、こども家庭センターの機能を拡充します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(2-①-2) 未就学児の子育て世帯への支援

目指す姿

○就学前の子育て家庭が悩みを抱えこまず、孤立することなく、安心して子育てしやすくなっている。

取組方針

未就学期の相談体制強化

子育て世帯の悩みは、子どもの成長過程によって様々な変化があることに加え、子育て中の経済的・精神的負担感や、家庭環境などにより複合化・複雑化していきます。

特に在宅で子育てをする場合、社会との接点を持てないことで子育ての悩みや困りごとを世帯のみで抱えてしまう状況が生じやすくなっています。

また、未就学期においても、保育園・幼稚園で、配慮を必要とする子どもの数が年々増加しています。

加えて、育児休業など民間企業の制度も整い、働き方が変化したことによる新たな課題も生じています。

安心して子育てをするためには、子育ての悩みを抱える世帯の早期発見と解決する取組が求められ、子どもの成長に伴走する様々な相談体制の整備の必要性が高まっています。

訪問支援の強化と居場所の提供、地域子育て相談機関の充実

- 子どもの成長に伴って生じる様々な心配事や悩みについて、**身近な施設で気軽に相談できる**「地域子育て相談機関」を整備し、未就学期の家庭を早期に包括的に支援できる仕組みづくりに取り組みます。
- 支援にあたっては、家庭における課題を保護者等と共に明確化し、保護者自らが**課題を解決する力を養い、将来の課題を予測し回避できるよう**、関係機関や民間団体等と連携しながら総合的な対応を進めます。
- 就労の有無等に関わらず、保育施設を利用できる定期預かり保育や一時保育の利用、マイほいくえんの登録を促進し、子育て家庭の孤立防止と育児不安や負担の軽減を図ります。
- **障害や発達に課題があるなど**配慮を必要とする子どもとその家庭については、こども家庭センターや児童発達支援センター、保育園・幼稚園等が連携し、それぞれの専門性を生かし、子どもの発達段階や特性に応じて**多角的な支援**を行います。
- 育児休業から復帰する世帯は、生活の変化や夫婦間の役割分担の変化から生じる課題が多くなることから、職場復帰のための準備講座や講演会の開催、民間企業と連携したワーク・ライフ・バランスの推進など、円滑な職場復帰をバックアップします。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(2-①-3) 保育の質の向上・保育サービスの充実

目指す姿

〇一人ひとりを大切にした質の高い保育により、多様な子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができる環境となっている。

取組方針

区全体の保育の質の向上

国は、「こども未来戦略」において、保育の量の拡大から質の向上への方針を示しました。本区では、令和2年度から5年連続して待機児童ゼロを維持するとともに、「豊島区保育の質ガイドライン」を策定するなど保育の質向上に取り組んでいます。

特別な配慮が必要な子どもたちへの対応の充実や、子どもの権利を尊重した平等な対応、安全確保等の保育が求められています。

変化する保育需要への対応

0～5歳児人口の減少や年度当初の保育施設の定員割れなど、保育を取り巻く環境は変化しています。

今後、既存の保育施設を活用しつつ、地域の保育需要に大きく影響する大規模マンションの竣工、まちづくりの進展等にあわせた対策が必要です。

特別な配慮が必要な子どもたちの保育の充実・地域の保育施設間の連携

- 〇心身ともに健康に育ち、安全・安心の中で多様な経験ができる保育に向けて、文化体験プログラムを通じた幼児教育の推進、遊び場の拡大、特別保育の実施、**保育人材の確保・育成**、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実などに取り組みます。
- 〇区立保育園では、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携し、**特別な配慮が必要な障害児、医療的ケア児、外国籍・要支援家庭の子どもたちを受け入れ、子どもと保護者の支援**に取り組むとともに、その知識や経験を私立保育園や地域型保育事業所と共有し、多様な子どもたちを支える体制を強化していきます。
- 〇**幼児教育センター機能を生かした小学校との円滑な接続や幼児教育を推進するとともに、区立保育園を中心とした地域の保育施設間の連携により、日常的な子どもたちの交流や保育士の学び合い**など保育の質向上に取り組みます。

既存の保育施設の有効活用・大規模マンション等の対策

- 〇区立保育園では、地域の保育需要に対応した定員調整を実施するとともに、**私立保育園や地域型保育事業所**と連携して、必要な保育定員の確保や定員の適正化に取り組めます。
- 〇大規模マンションの竣工等に伴う対策として、既存の保育施設において定員の確保に取り組むとともに、新たな認可保育園を整備するなど局地的な保育需要の増加に対応します。
- 〇既存の保育施設を活用して、国・東京都の子育て支援策や保育ニーズの変化に対応した施策を展開していきます。
- 〇中長期的な区立保育園の整備方針を策定し、今後求められる区立保育園の役割への対応や計画的な施設更新を進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり



施策(2-①-4) 課題を有する子育て世帯への支援

目指す姿

○課題を有する子育て家庭に適切な支援がなされ、子育ての喜びを感じられる。

取組方針

家庭環境の多様化と複雑化

子どもの発育や発達に課題がある子育て家庭からの相談は、年々増加傾向にあります。

また、子育て家庭が抱える課題の背景は、生活困窮、ひとり親、保護者の傷病や障害、DV被害や、養育困難など、多様化・複雑化しています。

支援にあたっては、就労環境や生活環境のほか、経済状況や養育費の受け取り状況などを含めた、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな対応が求められています。

多様な課題を抱える子育て家庭に適切に対応していくためには、地域や関係機関が一体となった支援体制を整える必要があります。

課題を有する子育て家庭に向けた相談・支援体制の充実

- こども家庭センターにおける見守り訪問などのアウトリーチを積極的に実施し、課題を有する子育て家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。
- 要保護児童対策地域協議会の関係機関や関係団体との連携を強化し、区と民間団体等が一体となった支援を実施し、多様な課題を抱える家庭を支援します。
- 医療的ケア児や発達障害児、難病の子どもなど、様々な支援が必要な子どもを育てる家庭に対し、医療的ケア児等支援協議会や発達障害者支援ネットワーク会議などを通じて、保健、医療、福祉、子育て、保育、教育等の関係部署が連携し、相談体制の強化と支援の充実を図ります。
- 家事・育児に **負担感、不安感**を感じる世帯に対し、育児支援ヘルパーの派遣やショートステイを実施することで、不安感・負担感を軽減します。
- 困難な状況に陥りやすい、ひとり親世帯や特定妊婦(**支援が必要と認められる妊婦**)に対し、伴走型の自立支援により生活の安定を図ります。
- DV被害や様々な事情により居所がない等の困難を抱えた**女性**や母子の緊急保護と相談支援の充実により、安全の確保と**その後の生活再建**を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

施策の効果を表す代表的な指標は資料9-2のとおり